

# 速度取締り指針

令和7年1月  
秋田中央警察署

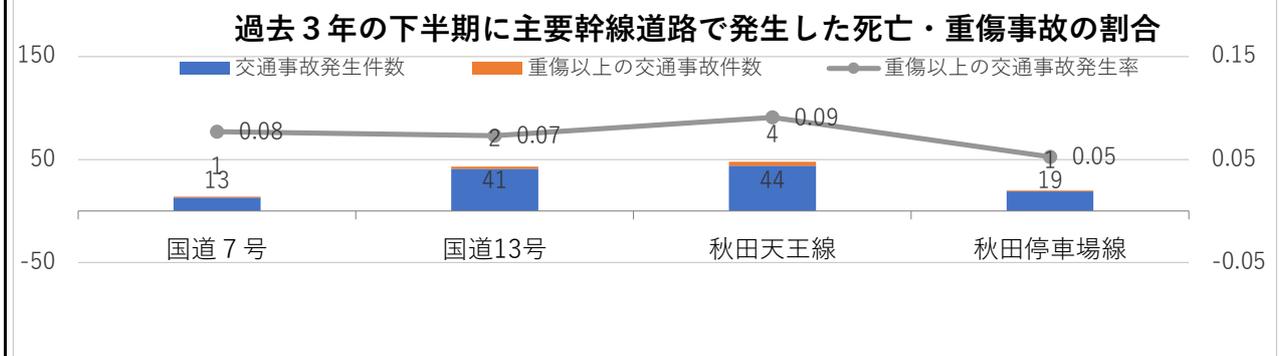
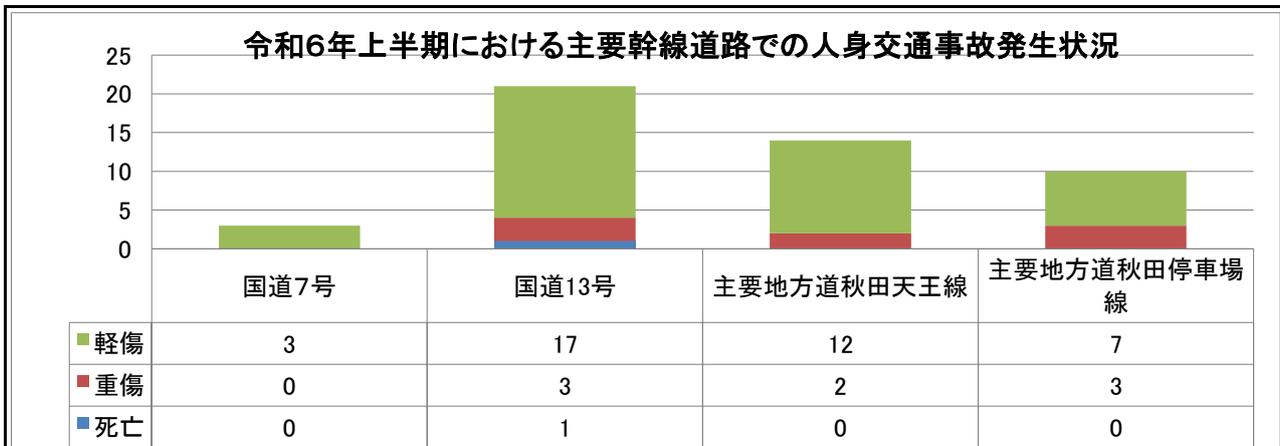
## 秋田中央警察署管内の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道7号	7:00～18:00	川尻地内～下浜地内	50キロ、法定
国道13号		仁井田地内～八橋地内	

上記の路線、時間帯に速度取締り活動を推進する。また、通学路、生活道路等住民の要望に反映し速度違反取締り活動を推進する。

ただし、重点路線以外の路線、時間帯であっても、交通事故の実態に応じた交通取締りを実施する。

## 秋田中央警察署管内における交通実態等



- ・ 交通死亡事故は、過去3年においては、国道13号でのみ発生している。
- ・ 国道13号及び秋田天王線の交通事故発生件数が多い。
- ・ 交通事故は朝の通勤・通学時間帯及び夕方の退勤時間帯等を中心に日中の時間帯に多発している。
- ・ 交通事故の発生件数は、市道が半数以上を占めるが、重傷事故の発生割合は、国道や主要幹線道路が高い。
- ・ 重大交通事故防止のため、実勢速度の速い国道での速度取締りを実施する必要がある。

### ( ) その他交通指導取締り要旨

- ・ 夜間から早朝にかけて飲食店街周辺において飲酒運転取締りを実施する。
- ・ 重大事故に直結する横断歩行者妨害、運転中の携帯電話等使用等の取締りを実施する。
- ・ 自転車利用者に対する指導取締りを行い、交通ルールとマナーの周知を徹底する。